

2016年11月1日

国立大学法人富山大学
学長 遠藤 俊郎 殿

富山大学教職員組合
中央執行委員長 広瀬 信

国立大学法人富山大学の労働基準法第90条違反についての申し入れ

労働基準法第90条で、使用者は、就業規則の変更に際して、労働者過半数代表者の意見を聴取すること、届出の際には、その意見書を添付して労働基準監督署に届け出ることを義務づけられています（違反した場合、30万円以下の罰金）が、国立大学法人富山大学は、両角晶仁前人事労務担当理事の下で、平成26年3月から平成28年3月にかけての2年間に、全体の3分の1ほどの就業規則（及びその下位規則）改正事項について、意見聴取・意見書添付義務に違反して改正を行ってきたことが判明しました。

本日、富山労働基準監督署に対して情報提供を行うとともに、是正勧告を行うよう御願いしてきました。

国立大学法人富山大学は、富山労働基準監督署の調査に協力するとともに、過半数代表者の意見聴取を行わずに改正した就業規則及びその下位規則改正事項について、新旧対照表を作成し、過半数代表者に説明し直すとともに、自らの法令違反を謝罪することを要求します。